

山梨県公報

第三百八十七号

令和五年

六月十九日

月 曜 日

目次

告示

○道路の供用開始……………四〇一

○道路の区域変更(二件)……………四〇一

○廃川敷地等……………四〇二

公告

○大規模小売店舗を設置する者の変更の届出……………四〇二

選挙管理委員会

○政治団体の名称等の届出……………四〇三

人事委員会

○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則……………四〇七

○令和五年度山梨県職員採用試験(高校卒業程度)及び小中学校事務職員採用試験の実施について……………四〇八

○障害者を対象とした令和五年度山梨県職員採用選考試験の実施について……………四一四

告示

山梨県告示第七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和五年七月十日まで一般の縦覧に供する。

令和五年六月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四百十一号	甲州市勝沼町山字北田中四二九	四七三・一	令和五年六

道

番一地从先から
甲州市勝沼町山字幸神八七四番
一地从先まで

月十九日

山梨県告示第七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和五年七月十日まで一般の縦覧に供する。

令和五年六月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 四百十三号
- 道路の区域

区間	旧新 敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南都留郡道志村字大久保七一七一番乙一地从先から 南都留郡道志村字大久保七一四六番乙地先まで	旧 六・一 新 八・一	七五・〇

山梨県告示第七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和五年七月十日まで一般の縦覧に供する。

令和五年六月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道

- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区間		旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	上野原市鶴島字田代三二五八番二地先から 上野原市鶴島字田代三二六一番一地先まで	旧	一六・六 八六・七	一七九・〇
新		新	二五・三 八六・七	一七九・〇

山梨県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和五年七月十日まで一般の縦覧に供する。

令和五年六月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百十三号
- 三 道路の区域

区間		旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	南都留郡道志村字栗指一三九六番二地先から 南都留郡道志村字大渡一一八四番四地先まで	旧	八・〇 一四・一	五九五・五
新	南都留郡道志村字栗指一三九六番二地先から	新	九・二 二六二・九	五九五・五

南都留郡道志村字大渡一一八四番四地先まで

新	九・二 二七九・五	三四七・五
---	--------------	-------

山梨県告示第七十四号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年六月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 河川の名 富士川水系 流川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 令和五年六月十九日
- 三 廃川敷地等の位置 甲府市堀之内町字鳥居七百二十四番地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 土地 四・一九平方メートル

公 告

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和五年六月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 久井大樹 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニクロ甲府店 山梨県甲府市上阿原町五百一十一番地一
 - 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
-----	-----

三菱HCキャピタル株式会社
代表取締役 柳井隆博
東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

三菱HCキャピタル株式会社
代表取締役 久井大樹
東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

3 変更の年月日 令和五年四月一日

届出年月日 令和五年六月二日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和五年十月十九日まで

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項、第十九条第二項及び同条第三項の規定による届出が次のとおりあった。

令和五年六月十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
政党的支部

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
参政党山梨県支部連合会	赤坂潤二	河西理映子	甲府市宝一―二五―一八	令和五年五月二十三日	令和五年五月二十三日
参政党山梨第2支部	鈴木大介	山本真理子	甲府市宝一―二五―一八	令和五年五月二十三日	令和五年五月二十三日

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
	仲沢修	河西理映子	南アルプス市和泉二二五	令和五年六月一日	令和五年六月一日
なかざわ修後援会	国会議員関係政治団体の区分		公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類	
鈴木竜児後援会	鈴木竜児	鈴木竜児	大月市賑岡町畑倉二二七八	衆議院議員	令和五年四月二十八日
ハッピーアゲイン大月の会	星野善忠	鈴木有一	大月市大月町花咲一九三		令和五年五月十二日
未来大月の元気健康を創る会	山地涉	山地量子	大月市富浜町鳥沢二四〇三―一五		令和五年五月九日
中谷真一後援会総連合会	望月大和	古屋昭仁	甲府市和戸町六八八―一五		令和五年六月一日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	自由民主党山梨県保育推進連盟支部	小林真由美		笛吹市石和町小石和六〇―一わかば保育園内	令和五年四月一日	令和五年五月十日
旧	自由民主党山梨県郵政政治連盟支部	丸山美智子	石原信	甲府市上曾根町二五八―一柏こども園内	令和五年五月十日	令和五年五月十日
新	自由民主党山梨県郵政政治連盟支部	鈴木健司	上野佳男	大月市七保町葛野二二五五	令和五年五月十日	令和五年五月十日
旧	自由民主党山梨県郵政政治連盟支部	三神一郎		中巨摩郡昭和町押越二一八四三神方	令和五年五月十日	令和五年五月十日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

部	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
自由民主党山梨県笛吹市第三支部	杉原清仁	田口康一	笛吹市石和町山崎一三二一五八	令和五年四月二十八日	令和五年四月二十八日	

旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新				
	市民の声で明日の富士吉田を作る会伊藤進後援会		白友会		山梨県柔道整復師連盟		全日本不動産政治連盟山梨県本部		まつの昇平後援会		清水和弘を支援する会和み会		杉原きよひと後援会		自由民主党富士川町支部		参政党山梨支部		参政党山梨第一支部		自由民主党21世紀明るい社会をつくる会山梨支部		自由民主党山梨県柔道整復師支部
				井出正治	大室正美											赤坂潤二	安達真紀	望月光裕	山田英世	井出正治	大室正美		
						渡邊菊夫	秋山照彦	武田勝彦	手塚正彦	下田蘇代彦	長坂喜男	花田隆貴	田口康一	井上和男	依田忠								
	富士吉田市下吉田四一七一三	富士吉田市緑ヶ丘二一六一五	南都留郡富士河口湖町船津一五〇五	南都留郡富士河口湖町船津四九四〇一			南アルプス市飯野三六八〇	南アルプス市飯野二八二四一四													甲府市城東二一三一	南巨摩郡南都町福十三三〇〇一三	
日	令和五年五月一日	令和五年五月十六日	令和五年五月十三日	令和五年五月十日	日	令和五年五月一日	令和五年五月十日	令和五年三月二十日	令和四年四月一日	令和五年四月十八日	令和五年五月十八日	令和五年五月十二日	令和五年五月一日	令和五年五月十三日	令和五年五月八日	令和五年五月十日	令和五年五月十二日	令和五年五月二日	令和五年五月十六日	令和五年五月十日	令和五年五月八日		

自治体から地元を元気にする会	山本満夫	山本満夫	甲府市湯田二一三一―一二	令和五年四月二 十四日	令和五年五月一 日
植田としみ後援会	植田年美	植田年美	甲府市西油川町三五	令和五年五月十 日	令和五年五月十 日
かわだあけみ後援会	河田あけみ	河田あけみ	中巨摩郡昭和町築地新居五四〇―七	令和五年五月十 日	令和五年五月十 日
中村あきひこ後援会	中村明彦	中村明彦	甲府市中央三一四―一五	令和五年五月十 日	令和五年五月十 日
清水正二後援会「清正会」	青柳孝行	深澤順	甲斐市万才一五四―一	令和四年十二月 二十二日	令和五年五月十 八日
いとうまり後援会	伊藤真理	伊藤真理	笛吹市石和町下平井四四―四	令和五年四月二 十二日	令和五年五月二 十五日
尚友会	河野勝彦	小田切義夫	甲斐市長塚三五〇―一	令和五年五月二 十七日	令和五年六月二 日

政治資金規正法第十九条第二項による届出 資金管理団体指定届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
仲沢修	衆議院議員	なかざわ修後援会	南アルプス市和泉二一五	仲沢修	令和五年六月一 日	令和五年六月一 日

政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出 資金管理団体でなくなった旨の届出

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でな かった年月日	届出年月日
植田年美	市議会議員	植田としみ後援会	甲府市西油川町三五	植田年美	令和五年五月十 日	令和五年五月十 日
河田あけみ	町議会議員	かわだあけみ後援会	中巨摩郡昭和町築地新居五四〇―七	河田あけみ	令和五年五月十 日	令和五年五月十 日
中村明彦	市議会議員	中村あきひこ後援会	甲府市中央三一四―一五	中村明彦	令和五年五月十 日	令和五年五月十 日

政治資金規正法第十九条第三項第三号による届出 資金管理団体異動届

区分	氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	異動年月日	届出年月日
新	白壁賢一		白友会	南都留郡富士河口湖町船津一五〇五		令和五年五月十六	令和五年五月十九

旧

南都留郡富士河口湖町船津四九
四〇一

日

日

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十号

職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年六月十九日

山梨県人事委員会

委員長 細 谷 憲 二

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二職員採用試験（高校卒業程度）の部中

土木	土木	土木	土木
主として土木に関する他の能力を必要とすることを職務とする職	主として土木に関する他の能力を必要とすることを職務とする職	主として農業土木に関する他の能力を必要とすることを職務とする職	主として林業に関する他の能力を必要とすることを職務とする職

知識・技術又はその業務に従事する	知識・技術又はその業務に従事する	知識・技術又はその業務に従事する	知識・技術又はその業務に従事する
作文試験 資格調査	教養試験 専門試験（記述） 人物試験 作文試験 資格調査	教養試験 専門試験（五肢選択） 人物試験 作文試験 資格調査	作文試験 資格調査
を	を	を	を
電気	農業土木	農業土木	電気
主として電気に関する他の能力を必要とすることを職務とする職	主として農業土木に関する他の能力を必要とすることを職務とする職	主として農業土木に関する他の能力を必要とすることを職務とする職	主として電気に関する他の能力を必要とすることを職務とする職

に改める。

知識・技術又はその業務に従事する

教養試験
専門試験（五肢選択）
人物試験

別表第七中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号）別表十一の項又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第二十七号）別表十一の項に規定する休暇を取得する職員の業務を処理することを職務内容とし、かつ、山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例第三条第一項第一号の規定に基づき任期を定めて採用される職で選考方法につき人事委員会の定める基準を満たすもの

別表第八中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例別表十一の項又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例別表十一の項に規定する休暇を取得する職員の業務を処理することを職務内容とし、かつ、山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例第三条第一項第一号の規定に基づき任期を定めて採用される職

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

● 令和五年度山梨県職員採用試験（高校卒業程度）及び小中学校事務職員採用試験の実施について

令和五年度山梨県職員採用試験（高校卒業程度）及び小中学校事務職員採用試験を次のとおり実施する。

令和五年六月十九日

山梨県人事委員会

委員長 細 谷 憲 二

1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
高校卒業程度	行政	4名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
	警察行政	5名程度	県警察の各機関に勤務し、警察行政事務に従事する。
	林業	2名程度	主に森林・林業の振興、森林経営・技術の普及指導、県有林の経営管理、造林事業、治山・林道事業、試験研究等の業務に従事する。
	土木	1名程度	主に道路、河川、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	農業土木	1名程度	主に農業農村整備事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	建築	1名程度	主に県庁舎、県立学校等の県有施設（建築設備を含む）の設計・工事監理等の業務や、住宅政策・建築指導等の業務に従事する。
	電気	2名程度	主に発電所、県有施設等の電気設備に関する企画、設計、施工管理、保守管理等の業務に従事する。
小中学校 事務職員	学校事務	7名程度	県内の公立小中学校に勤務し、学校事務に従事する。

※ 採用予定人員は、変更になる場合がある。

2 受験資格

(1) 受験できる者

試験区分	試験職種	年齢・資格・免許
高校卒業程度	行政	平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者
	警察行政	
	林業	
	土木	
	農業土木	
	建築	
	電気	
小中学校事務職員	学校事務	平成6年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者(以下のいずれかに該当する者)

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間・時間

(1) 試験案内配布開始日

令和5年7月3日(月)

(2) 受付期間

インターネットによる申込

- ・ 令和5年8月4日(金)から令和5年8月25日(金)まで
- ・ 令和5年8月25日(金)は午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。

(3) 受付時間

期間中常時受付

4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	令和5年9月24日(日) (受付時間) 午前8時30分から午前9時まで	山梨大学 甲府キャンパス (甲府市武田四丁目4-37)
第2次試験	令和5年10月15日(日) (適性検査、作文試験)	
	令和5年11月4日(土)～ 令和5年11月5日(日) のうち指定する1日(個別面接)	山梨県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内 容
第1次試験	教養試験 【試験時間120分】	行政・警察行政・学校事務 40点 林業・土木・農業土木・建築・電気 20点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による高等学校卒業程度の筆記試験を行う。 出題数は50題とする。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈
	専門試験 (林業・土木・農業土木・建築・電気のみ) 【試験時間120分】	20点	各試験職種に応じた専門的知識、能力等について、次のとおり高等学校卒業程度の筆記試験を行う(林業・土木・農業土木・建築・電気のみ)。 ・林業は記述式とする。 【出題分野(林業)】 森林経営、森林科学、測量、林産物利用 ・土木、農業土木、建築、電気は、五肢選択式により出題数は40題とする。 【出題分野(土木)】 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工 【出題分野(農業土木)】 農業土木設計、水循環、測量、農業土木施工、農業に関する基礎(農業と環境、農業情報処理等) 【出題分野(建築)】 数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工 【出題分野(電気)】 数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電気機器・電力技術・電子計測制御、電子技術・電子回路・通信技術・電子情報技術
第2次試験	人物試験	60点	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて適性検査を行う。 コミュニケーション能力、積極性、実行力等について個別面接(2回)を行う。
	作文試験 【試験時間60分】	20点	文章による表現力、構成力等について記述式による試験を行う。
資格調査			受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査を行う。

※ 第1次試験合格者は、教養試験の得点(林業・土木・農業土木・建築・電気の場合は、教養試験及び専門試験の合計得点)の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験の合計得点の高い順に決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区 分	試験種目	基 準
第1次試験	教養試験	得点が配点の3割未満の場合
	専門試験 (林業・土木・農業土木・ 建築・電気のみ)	得点が配点の3割未満の場合

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験の得点により合格者を決定し、なおも同点の場合は、第1次試験の得点により合格者を決定する。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

ア 第1次試験合格者発表 令和5年10月 6日(金)

イ 最終合格者発表 令和5年11月13日(月)

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給(地域手当を含む。)は、高校卒業程度及び小中学校事務職員の場合約164,400円である(令和5年4月1日現在)。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

(1) 教養試験及び専門試験の例題及び正答番号並びに作文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。

(2) 受験の際には、「令和5年度山梨県職員採用試験(高校卒業程度)及び公立小中学校事務職員採用試験案内」で詳細について必ず確認すること。

● 障害者を対象とした令和五年度山梨県職員採用選考試験の実施について
障害者を対象とした令和五年度山梨県職員採用選考試験を次のとおり実施する。
令和五年六月十九日

山梨県人事委員会

委員長 細谷 憲二

この選考試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、障害者の雇用の促進を図ることを目的として行う。

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
行政	3名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
警察行政	1名程度	県警察の各機関に勤務し、警察行政事務に従事する。

※ 採用予定人員は変更になる場合がある。

2 受験資格

(1) 受験できる者

次の要件ア及びイを満たす者

ア 次に掲げる手帳等のうち、いずれかの交付を受けている者

※ 下記の手帳等は受験申込日及び受験当日において有効であること。

① 身体障害者手帳

② 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書

③ 産業医又は人事院規則10-4第9条等に規定する健康管理医による②に準じる診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るものを除く。）

④ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

⑤ 精神障害者保健福祉手帳

イ 昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けること

がなくなるまでの者

- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間・時間

(1) 試験案内配布開始日

令和5年7月3日(月)

(2) 受付期間

インターネットによる申込

- ・ 令和5年8月4日(金)から令和5年8月21日(月)まで
- ・ 令和5年8月21日(月)は午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。

(3) 受付時間

期間中常時受付

4 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
第1次試験	令和5年9月24日(日) (受付時間)午前8時30分～午前9時 ※試験は、午後2時35分頃終了予定 点字による試験は、午後4時15分頃終了予定	山梨大学 甲府キャンパス (甲府市武田四丁目4-37)
第2次試験	令和5年10月23日(月)～24日(火) のうち指定する1日	山梨県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)

5 試験方法

区 分		配点	内 容
第1次試験	教養試験 (試験時間90分) (点字135分)	60点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による高等学校卒業程度の筆記試験を行う。 出題数は30題とする。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、 数的推理、資料解釈
第2次試験	第1次試験日に実施		
	作文試験 (試験時間60分) (点字90分)	30点	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について、記述式による試験を行う。
	人物試験 (適性検査)	—	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて適性検査を行う。
	人物試験 (個別面接)	60点	コミュニケーション能力、積極性、誠実性等について、個別面接を行う。
資格調査		受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査を行う。	

※ 作文試験は第1次試験日に実施するが、第2次試験として評価するので、第1次試験合格者のみ採点する。なお、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第1次試験の順位付けはせず不合格とする。

※ 人物試験（適性検査）は、第1次試験日に実施するが、第2次試験の人物試験（個別面接）の参考とするため、第1次試験合格者のみ判定する。なお、第1次試験日に人物試験（適性検査）を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第1次試験の順位付けはせず不合格とする。

※ 点字による受験、拡大文字による受験、手話通訳の利用、その他受験の際に配慮を必要とする事項がある場合には、申込書に記載すること。

※ 点字での受験は、教養試験及び作文試験ともに点字による出題、解答とするため、受験者が点字用の器具を持参すること。

※ 点字による受験は、試験時間及び作文試験の文字数を変更して実施する。

※ 医学的観点から試験時間の延長が必要と認められる場合には、点字による受験の試

験時間の範囲内で、試験時間を延長することがある。

※ 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の合計得点の高い順に、それぞれ決定する。ただし、第1次試験の教養試験の得点が配点の3割未満の場合、不合格となることがある。

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点と同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験（個別面接）の得点により合格者を決定し、なお同点の場合は、第1次試験・教養試験の得点により合格者を決定する。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

- | | |
|--------------|---------------|
| ア 第1次試験合格者発表 | 令和5年10月 6日（金） |
| イ 最終合格者発表 | 令和5年11月13日（月） |

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

7 給与

選考試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む、高校卒の場合）は、約164,400円（令和5年4月1日現在）である。

初任給は、学歴その他採用前の経歴等により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

(1) 教養試験の例題及び正答番号並びに作文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。

(2) 受験の際には、「令和5年度障害者を対象とした山梨県職員採用選考試験案内」で詳細について必ず確認すること。